

広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第一条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「(保健環境センター所長への委任)」を「削除」に、「県立の大学の学長」を「総合技術研究所長」に改める。

第五条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)第六条第二項の規定による職員(所長を含む。次号から第九号までにおいて同じ。)の休憩時間の短縮

第五条第一項第七号中「(所長を含む。次号から第九号までにおいて同じ。)」を削り、同項第七号の三を同項第七号の四とし、同項第七号の二中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)」を「勤務時間等条例」に、「深夜における勤務の制限の承認」を「深夜勤務及び時間外勤務の制限」に改め、同号を同項第七号の三とし、同号の前に次の一号を加える。

七の二 勤務時間等条例第八条の規定による育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認

第五条第二項の表中

広島県立大学 県立広島女子大学 広島県立保健福祉大 学	前項第十六号から第二十三号までに掲げる事務	県立広島大学
広島県森林環境づくり 支援センター	前項第十六号から第二十三号までに掲げる事務(第十八号に掲げる事務については、収入及び支出を伴うものに限る。)	広島県立林業技術センター

を

広島県森林環境づくり 支援センター	前項第十六号から第二十三号までに掲げる事務(第十八号に掲げる事務については、収入及び支出を伴うものに限る。)	広島県立総合技術研究所
----------------------	--	-------------

に改める。

島県備北地域事務所長に、第九十一号に掲げる事務については広島県広島地域事務所長、広島県備北地域事務所長、広島県芸北地域事務所長、広島県東広島地域事務所長、広島県福山地域事務所長及び広島県備北地域事務所長に、第九十五号に掲げる事務については広島県呉地域事務所長及び広島県東広島地域事務所長に、第九十六号、第九十七号及び第九十八号から第九十九号の二までに掲げる事務については広島県広島地域事務所長に、第九十九号から第九十九号の二までに掲げる事務については広島県備北地域事務所長に、第一百二号から第一百二号の三までに掲げる事務については広島県呉地域事務所長に、第一百三号から第一百五号までに掲げる事務については広島県尾三地域事務所長に、第一百六号に掲げる事務については広島県呉地域事務所長、広島県芸北地域事務所長及び広島県備北地域事務所長に限り、広島県福山地域事務所長及び広島県備北地域事務所長にあつては第八十六号(イ)から(ロ)までに掲げる事務については鳥獣による生活環境又は農林水産業に係る被害の防止を目的とするツキノワグマの捕獲及び愛がん飼養の目的で行う鳥獣の捕獲に係るものに限る。

第七条第三項第三号の二中「集落法人経営確立計画」の下に「及び事業計画」を加え、同項第三号の四の次に次の一号を加える。

三の五 担い手経営基盤強化事業実施要領に基づく事業計画の承認

第七条第三項第十九号を次のように改める。

十九 削除

第七条第三項第三十二号を次のように改める。

三十二 削除

第七条第三項第三十三号中「嘱託」の下に「(自作農財産に係るものを除く。)」を加え、同項第三十四号から第三十九号までを次のように改める。

三十四から三十九まで 削除

第七条第三項第八十二号中「及び大規模林道受益者賦課金補助金に係るもの」を「、大規模林道受益者賦課金補助金に係るもの及びひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱に係るもの」に改め、同項第八十六号(イ)中「クマ」を「ツキノワグマ」に改め、同項第八十九号中「自然公園法施行令」の下に「(昭和三十二年政令第二百九十八号)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八十九の二 自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十一号)第十二条第三十号の規定による特別地域内の一時的な催しの計画の受理

第七条第三項第九十号の次に次の一号を加える。

九十の二 広島県立自然公園条例施行規則(昭和三十九年広島県規則第八十七号)第二

十条第三十二号の規定による一時的な催しの計画の受理

第七条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、第一号及び第二号に掲げる事務については広島県東広島地域事務所長を、第十一号(ニ)、第二十八号、第二十九号、第三十号(イ)及び(ロ)並びに第四十四号から第四十六

号までに掲げる事務については広島県芸北地域事務所長及び広島県備北地域事務所長を除き、第十一号(三)、第三十号(一)から(九)まで及び(廿)から(廿七)まで、第三十一号から第三十四号まで、第三十七号から第四十三号まで並びに第四十八号に掲げる事務については広島県広島地域事務所長（広島県広島地域事務所建設局廿日市支局の担当区域に限る。）、広島県呉地域事務所長、広島県東広島地域事務所長、広島県尾三地域事務所長及び広島県福山地域事務所長に、第二十一号(一)に掲げる事務については広島県呉地域事務所長及び広島県尾三地域事務所長に、第三十五号及び第三十六号に掲げる事務については広島県尾三地域事務所長及び広島県福山地域事務所長に、第四十七号及び第四十七号の二に掲げる事務については広島県福山地域事務所長に限り、第五十九号(三)から(九)まで及び(卅)から(卅六)まで、第六十号、第六十五号から第六十七号まで、第七十四号(二)、第八十八号から第九十四号まで、第九十六号並びに第九十七号に掲げる事務については広島県芸北地域事務所長を除き、第六十三号、第六十四号及び第八十七号(三)に掲げる事務については広島県広島地域事務所長、広島県呉地域事務所長及び広島県福山地域事務所長に限り、第六十八号(二)から(五)まで及び第七十四号(一)に掲げる事務については広島県呉地域事務所長、広島県芸北地域事務所長及び広島県備北地域事務所長を、第七十二号及び第七十三号に掲げる事務については広島県芸北地域事務所長及び広島県尾三地域事務所長を、第八十号(二)、第九十八号から第一百二号までに掲げる事務については広島県広島地域事務所長（広島県広島地域事務所建設局廿日市支局の担当区域を除く。）及び広島県芸北地域事務所長（広島県広島地域事務所建設局廿日市支局の担当区域を除く。）を、第百三号から第百五号までに掲げる事務については広島県呉地域事務所長、広島県東広島地域事務所長及び広島県備北地域事務所長を除き、第八十七号(七)及び第百六号から第百九号までに掲げる事務については広島県尾三地域事務所長及び広島県備北地域事務所長に、第百十号及び第百十号の二に掲げる事務については広島県尾三地域事務所長に、第百十一号に掲げる事務については広島県備北地域事務所長及び広島県備北地域事務所建設局廿日市支局の担当区域を除く。）、広島県尾三地域事務所長及び広島県福山地域事務所長に限る。

第七条第四項第三十三号中(八)を(九)とし、(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

- (三) 第七条の規定による使用料の減免（広島県港湾施設管理規則（昭和二十八年広島県規則第七十四号）第五条第一項第六号の規定によるものは、現に同号の規定により使用料を減免されている使用者に対して引き続き同様の条件で行うものに限る、）
- 同規則第十七条第一項第三号の規定によるものは、現に同号の規定により使用料を減免されている目的外使用者に対して引き続き従前と同様の条件で行うものに限る。）

第七条第四項第三十四号中「（昭和二十八年広島県規則第七十四号）」を削り、同項第四十七号の次に次の一号を加える。

四十七の二 尾道糸崎港（福山市の区域に限る。）及び福山港における指定管理施設である港湾施設に係る指定管理者との基本協定書に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 管理業務の通常の実施に関して必要に応じてする指示その他指定管理者に対する日常的な監督に属すること。
- (二) 緊急かつ重大な事案が生じ、又は生じるおそれがある場合の措置、命令、指示等
- (三) 業務内容の変更及び一時中止の指示（一件につき百万円未満の業務に限る。）
- (四) 管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることの承認
- (五) 施設等の滅失又は損傷に関する報告の受理及び指示
- (六) 事故発生の報告等の受理及び指示
- (七) 指定管理者が用地を使用することについての許可
- (八) 管理業務の実施状況等に関する報告の徴取及び実地調査
- (九) 指定管理者による管理が終了したときにする施設等の引継ぎ

第七条第四項第九十二号の三(一)中「第十五条第一項」を「第七十四条第一項」に改め、同号(二)中「第十五条の二第二項」を「第七十五条第二項」に改め、同号(三)中「第十五条の二第二項」を「第七十五条第二項」に改め、同号(四)中「第十五条の二第三項」を「第七十五条第三項」に改め、同号(五)中「第二十五条第四項」を「第八十七条第十項」に改め、同項第九十四号を次のように改める。

九十四 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十六条第一

項及び附則第七条第六項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構業務委託契約による知事の権限のうち、同法第十三条第一項第五号及び第六号並びに附則第七条第一項及び第二項イからハまでの規定による資金の貸付けに係る工事の審査

第七条第四項第九十五号を次のように改める。

九十五 削除

第七条第四項第百十六号中「(オ)まで」の下に「及び(ケ)」を加え、「第九十二号の二(一)、(ウ)及び(ハ)」を「第九十二号の二(一)、(ウ)及び(ハ)並びに第百十五号(二)、(イ)及び(ロ)」に、「並びに第百十六号(三)及び(四)」を「、第百十六号(三)及び(四)並びに第百十五号(二)、(イ)及び(ロ)」に改め、同項第百十七号中「、第三十五号（広島県入港料条例第八号の規定による処分に限る。）」を削り、「(ウ)」の下に「、第四十七号（広島県県営さん橋待合所広告物掲出規則第十条第一項及び第十二条第一項の規定による処分に限る。）」を加える。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条ただし書を次のように改める。

ただし、第五十一号(五)に掲げる事務については広島県東広島地域保健所長を除き、第六十六号(一)から(四)までに掲げる事務については広島県広島地域保健所長、広島県東広島地域保健所長及び広島県福山地域保健所長に、第七十一号(四)、(五)及び(七)に掲げる事務に

ち、次に掲げるもの

- (一) 管理業務の通常の実施に関して必要に応じてする指示その他指定管理者に対する日常的な監督に属すること。
- (二) 指定管理者が施設等の使用許可基準及び使用許可手続を定めたときの報告の受理
- (三) 管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることの承認
- (四) 施設等の滅失又は損傷に関する報告の受理及び指示
- (五) 事故発生等の報告等の受理及び指示
- (六) 指定管理者が用地を使用することについての許可
- (七) 管理業務の実施状況等に関する報告の徴取及び実地調査
- (八) 指定管理者による管理が終了したときにする施設等の引継ぎ

第十七条第二十七号中「、第九号（広島県入港料条例第八条の規定による処分に限る。

）」を削り、「(九)」の下に「、第十四号（広島県営さん橋待合所広告物掲出規則第十条
第一項及び第十二条第一項の規定による処分に限る。）」を加える。

第二十四条の三を次のように改める。

（総合技術研究所長への委任）

第二十四条の三 次に掲げる事務は、総合技術研究所長に委任する。

- 一 大気汚染防止法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 - (一) 第二十二条第一項の規定による常時監視
 - (二) 第二十三条第一項の規定による緊急時の措置
 - 二 前号(一)の常時監視に係る財産の無償による借受けに関すること。
 - 三 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百一十九号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 - (一) 第四条第二項の規定による申請書の受理
 - (二) 第四条第三項の規定による試験品の採取
 - (三) 第四条第四項の規定による検査及び表示
- 第二十四条の四中「教育公務員特例法」の下に「(昭和二十四年法律第一号)」を加える。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(平成十二年広島
県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第三条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(平成十三年広島
県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。